

土地の所在

高松市川島東町字神子屋敷
259-1, 259-2, 259-3, 259-11, 259-13, 259-14
259-15, 290-4の一部及び地先農道・水路

造成計画平面図

開発許可
年月日

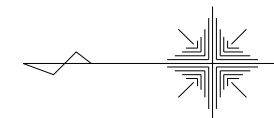
第 令和 年 月 日
号

申請者

株式会社住まいるF i t
代表取締役 福島徹

作成者
住所・氏名

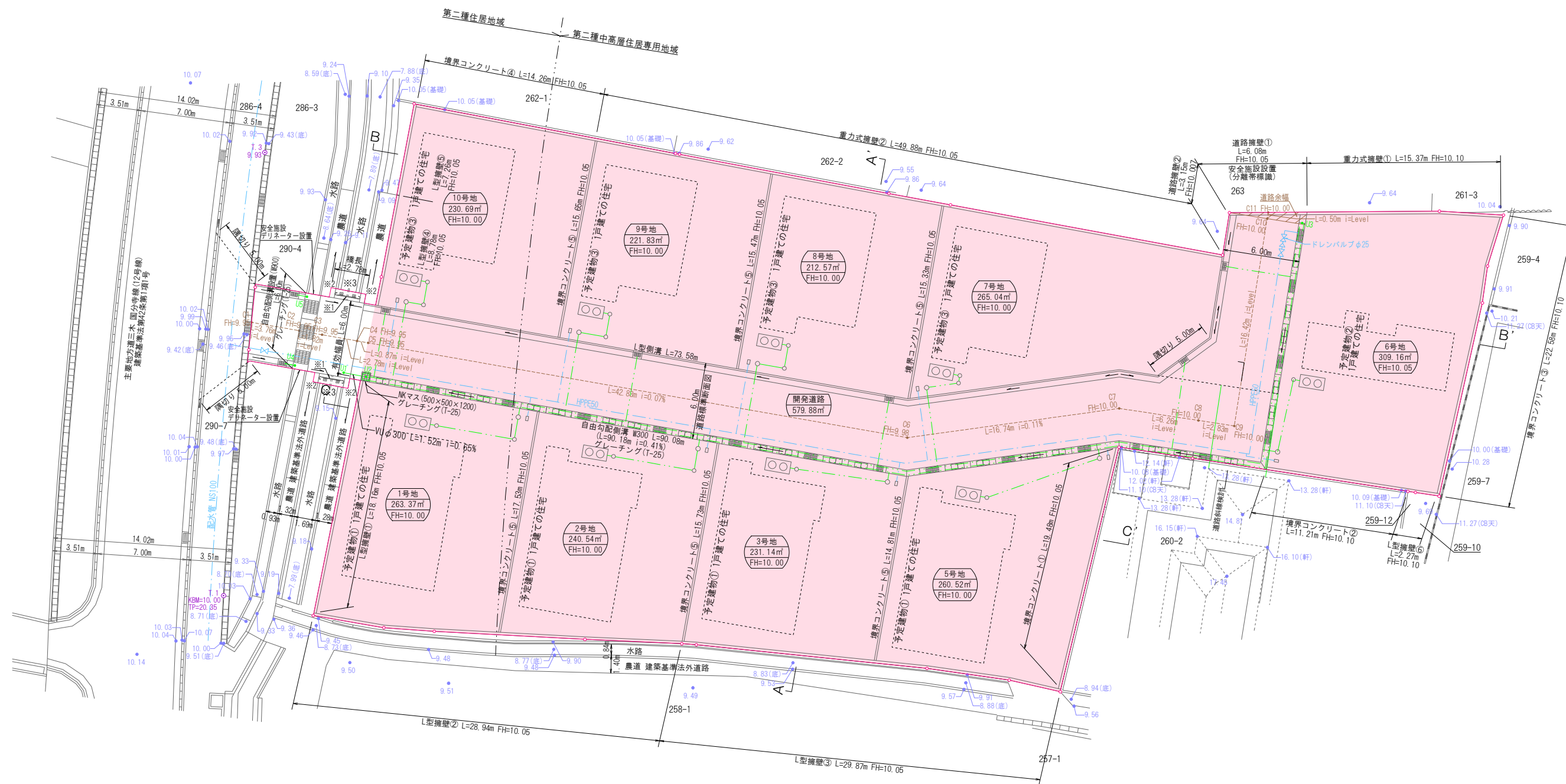
高松市川島本町式八八番地巻
土地家屋調査士 横井 智



凡 例	
	開発区域
	排水管 VUφ250
	最終樹 φ350 (取付管 VUφ150)
	街渠樹 (取付管 VUφ150) (1.0%以上)
	グレーチング (T-25)
	給水管
	量水器 (給水管φ20PP)
	仕切弁
	ドレンバルブ (φ25)
	開発道路中心線

- ・開発道路内で土盛り60cm以下の箇所は管保護を行う。
- ・開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。
- ・宅内排水管の勾配は原則1%以上とする。
- ・雨水樹は泥溜を15cm以上確保すること。
- ・宅内排水管の土盛りは20cm以上確保すること。
- ・管が交差する場合、クリアランスを最低10cmは確保する。
- ・最終樹(φ350)については、深度 900mmまでとする。
- ・構造物がない開発区域境界は境界標識等で明示する。
- ・図面内の高さの表記は任意高さとし、KBMで標高(T.P.表示)換算している。
- ・開発道路内に電柱を設置しない。
- ・本開発区域内に隣接して、本開発許可の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
- ・開発区域内の法定外水路については、構造のみ審査対象とする。
- ・放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。
- ・街渠樹のグレーチングの耐荷重は、T-25とする。
- ・開発区域内における法定外水路については、構造のみ審査対象とする。放流の同意については、管理者と十分な協議を行うこと。

盛土 切土



※1 ガードレール設置 (GR-C-2B) U1 管底 8.970 水路底 7.930 常時水位 0.15
 ※2 スロープ (区域外工事) U4 管底 9.440 水路底 8.660 常時水位 0.05
 ※3 排水施設VUφ100 U5 管底 9.440 水路底 8.640 常時水位 0.05

縮 尺 1/350